

令和 3 年度租税滞納状況について

国税庁では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

○ 令和 3 年度租税滞納状況

(単位：億円)

	A 令和 2 年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D(A + B - C) 令和 3 年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全税目	(109.7%) 8,286	(127.2%) 7,527	(134.2%) 6,956	(106.9%) 8,857
所 得 税	3,342	2,113	1,925	3,529
内 源泉所得税	1,054	393	310	1,137
内 申告所得税	2,288	1,719	1,615	2,392
法 人 税	1,081	995	895	1,180
相 続 税	561	325	370	517
消 費 税	3,245	3,997	3,692	3,551
その他税目	57	97	73	80

(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 地方消費税を除いています。

3 令和 4 年 4 月及び 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が令和 3 年度所属となるものを含んでいます。

4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。